每週月.水.金曜日発行

第4845号

告 示 ○指定障害児通所支援事業者の指定	1
○土地改良区の定款変更の認可 公安委員会規程	2
○富山県公安委員会における特定秘密の保護等に関する規程の一部を改正する規程公告	3
○富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施	4
○開発行為の工事完了○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出	8
○落札者等の公示	10

vvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvv

富山県告示第409号

指定障害児通所支援事業者の指定について

児童福祉法 (昭和22年法律第 164号) 第21条の5の3第1項の規定により、指定 障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25第1号 の規定により公示する。

令和3年10月8日

富山県知事新 田 八 朗

指定障害児	通所支援の 指定年月日 事業所 重類	事業所番号	申記	青者	事業所		
種類			名称	主たる事務 所の所在地	名称	所在地	
	令和3年10 月1日	1651900118	特定非営利 活動法人は ぁとぴあ21			射水市大門 67番地 大 門総合会館 1 F	

富山県告示第410号

土地改良区の定款変更の認可について

入善土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法(昭和24年 法律第 195号)第30条第2項の規定により、令和3年8月31日認可した。

令和3年10月8日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県告示第411号

十地改良区の定款変更の認可について

魚津市土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、令和3年8月31日認可した。

令和3年10月8日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県告示第412号

土地改良区の定款変更の認可について

朝日町土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、令和3年8月31日認可した。

令和3年10月8日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県告示第413号

土地改良区の定款変更の認可について

福野町土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、令和3年9月1日認可した。

令和3年10月8日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県告示第414号

土地改良区の定款変更の認可について

大門町土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、令和3年9月7日認可した。

令和3年10月8日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県告示第415号

土地改良区の定款変更の認可について

黒部川左岸土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、令和3年9月14日認可した。

令和3年10月8日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県公安委員会における特定秘密の保護等に関する規程の一部を改正する規程 を次のように定め、公布する。

令和3年10月8日

富山県公安委員会委員長神川康子

富山県公安委員会規程第2号

富山県公安委員会における特定秘密の保護等に関する規程の一部を改 正する規程

富山県公安委員会における特定秘密の保護等に関する規程(平成27年富山県公安委員会規程第1号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「指定有効期間満了表示」を「令第12条第1項第2号イに規定す る指定有効期間満了表示」に改める。

第8条中「規定は、」の次に「令第12条第1項第4号イに規定する」を加える。 第14条第2項中「第25条」を「第25条第2項」に改める。

第19条第1項中「記名押印」を「記名」に改める。

別記様式第2号中「	受領者氏名	印	を

受領者氏名

」に改める。

附則

(施行期日)

第1条 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 第2条 この規程による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により 使用されている書類は、当分の間、この規程による改正後の様式によるものとみ なす。
- 2 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することがで きる。

VVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVV

vvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvv

富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法 施行令(昭和22年政令第16号)第 167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は 特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」 という。) 第6条の規定により公告する。

令和3年10月8日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達物品等の名称及び数量 産業用ロボット学習システム 一式

- (2) 調達物品等の規格、機能、性能等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 令和4年3月29日(火)
- (4) 納入場所 富山県立砺波工業高等学校 実習棟 3 F
- 2 入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について(令 和3年富山県告示第 160号) 第1の規定に該当しない者であること。
 - (2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格 の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則(昭和62年富 山県規則第17号) 第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載さ れているものであること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に 係る競争入札に参加する者に必要な資格等について(令和3年富山県告示第 160号) 第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

3 入札に参加する者に求められる義務

本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説 明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等を 応札仕様書等の提出期限までに、4の(1)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなけ ればならない。

なお、提出した書類等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合 は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合 わせ先(この公告に関する事務を担当する室課の名称)

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号 富山県出納局総務会計課用度管理係 電話 076-444-3423、3424(直通)

(2) 入札説明書の交付方法

令和3年10月8日から令和3年10月18日までの間(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付するほか、富山県入札情報サービスシステム(下記URL)の「入札公告情報」に公開する。

http://www.pref.toyama.jp/sections/1803/d-nyusatu/index.html

(3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 令和3年10月14日(木)午前11時00分

イ 場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

- (4) 応札仕様書等の提出期限令和3年10月25日(月)午後5時15分
- (5) 郵便による入札書の提出期限 令和3年11月5日(金)午後5時15分(郵便による場合は、書留郵便とし、 受領期限内必着とする。)
- 5 入札・開札の日時、場所等
 - (1) 開札日時 令和3年11月8日(月)午前11時00分
 - (2) 開札場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県庁南別館 264会議室(南別館2階)

- (3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。開札に 立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を4の(1)の機関に 届け出るものとする。
- 6 入札保証金に関する事項 免除とする。
- 7 入札の無効に関する事項 次に掲げる入札は、無効とする。
 - (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
 - (2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者の

した入札

(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の10に相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、3の書類等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した物品等を納入できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入 札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わ ない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関 係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (4) 本件調達契約は、特例政令の適用を受ける。
- (5) 本件調達契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合においては、本件契約手続の停止等を行うことがある。
- (6) その他詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: 5-axis Industrial robot training apparatus lunit and Robot training apparatus control computer 1 unit (for Toyama Prefectural Tonami Technical high school)
- (2) Time limit of tender: 11:00 a.m. 8 November. 2021
- (3) Contact point for notification:

General Affairs, Accounting and Property Management Division Treasury Bureau

Toyama Prefectural Government

1-7 Shinsogawa, Toyama-shi, Toyama Pref.

930-8501 Japan

Telephone: 076-444-3423, 3424

開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和3年10月8日

富山県知事 新 田 八 朗

開発区域又は工区に	公	共	施	設	開発許可を受けた者			
含まれる地域の名称	位置・	区域	種	類	住	所	氏	名
滑川市下島 118番1外8 筆、120番3地先及び134 番地先	同	左	道公下広水	路園道場路	滑川市上小地1	泉1202番	有限会社ビック	上アイ

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出について

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定によ

り次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和3年10月8日

富山県知事 新 田八 朗

1 店舗の名称及び所在地

(仮称) アルビス黒部店・ナフコ黒部店

黒部市前沢字北1017番地4 ほか

- 2 店舗を設置する者株式会社アルビス、株式会社ナフコ
- 店舗において小売業を行う者株式会社アルビス、株式会社ナフコ 3
- 新設の日 令和4年5月28日 4
- 5 店舗面積の合計 8,492㎡
- 6 店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数 建物東側/240台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数 駐輪場① 建物①東側/40台

駐輪場② 建物②東側/20台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積 荷さばき施設① 建物①西側/57㎡

荷さばき施設② 建物①西側/30㎡

荷さばき施設③ 建物②西側/70㎡

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物① 内西側3箇所/23.1㎡

建物② 西側·内北側4筒所/29.2㎡

- 7 店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 株式会社アルビス/午前8時及び翌午前0時 株式会社ナフコ/午前7時及び午後9時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前6時30分~翌午前0時30分
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 4 箇所/敷地南側 2 箇所、敷地東側 1 箇所、敷地北側 1 箇所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 荷さばき施設①/午前6時~午後10時

荷さばき施設②/24時間

荷さばき施設③/午前7時~午後9時

- 8 届出の日 令和3年9月27日
- 9 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業支援課
- 10 縦覧期間 令和3年10月8日から令和4年2月8日まで
- 11 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、 縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業支援課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所(法人等にあっては、所在地、名称及び代表者氏名)
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

落札者等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年富山県規則第68号)第13条の規定により次のとおり公示する。

令和3年10月8日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 伏木富山港富山地区クレーン (クローラクレーン 80t クラス ハイポスト機)1 台
- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地 富山県出納局総務会計課 富山市新総曲輪1番7号
- 3 落札者を決定した日令和3年7月30日

- 落札者の氏名及び住所 山室重機株式会社 富山市山室新町41番地
- 落札金額 5 190, 300, 000円
- 契約の相手方を決定した手続 6 一般競争入札
- 特例政令第6条の公告を行った日 7 令和3年6月9日

令和3年10月8日印刷発行

発 行 富

山 県

富山県富山市新総曲輪1番7号 電話富山 076—444—3153番